

困難を乗り越えて

新しい施設整備へ

環境省大臣官房
廃棄物対策課長 由田 秀人



ただいまご紹介にあずかりました環境省の廃棄物対策課長の由田でございます。本日は第47回日本環境衛生施設工業会の通常総会にお招きいただきまして大変ありがとうございます。

さて、先程、会長のごあいさつの中でもございましたように、去る4月26日の経済財政諮問会議におきまして、総務大臣のペーパーによって廃棄物処理施設の整備費を全部廃止すべしというご提案があったことは、ご案内の方もいらっしゃるのではないかと思います。環境省としても、さてどうしたものか大変苦慮しているところであります。

わが国は循環型社会推進基本法を平成12年に成立させました。この年はこの関連の法案を7本提出した年でもあります。思い起こしますと、昭和45年のいわゆる公害国会の時に公害対策基本法の大幅な改正をはじめといたしまして、合計14本の法律が公害関係で出たわけですが、平成12年は半分7本ということですが、いわゆる循環型と、ごみという名のもとに7本の法律の出た年であります。

いよいよもってわが国は、ある人はジャパンモデルと言っておりますが、わが国を循環型社会というものを一つのモデルとして国際的にも打って出ようではないかということ、官民ともどもいろんな学者の方も含めて言っている矢先にこのようなことが提案されたということでもあります。大変遺憾であり、残念な気持ちでなりません。どういってお考えなのか本当に大臣に聞くすべもございませんが、そのような状況であります。

特に廃棄物問題に関しましては、ごみ処理施設を造る、あるいはし尿処理場を造るということに関し、ややもすれば、臭いものにはふたをするというような行政手法がかつて取られてきたこともございます。また、最近では産業廃棄物問題が大変不適切な部分が起こりますもので、廃棄物全体が国民から忌み嫌われるというようなことも起こってきたわけでありまして、いわゆる悪貨が良貨を駆逐する社会、こういうものがどうも産業廃棄物の中で登場してきたのではないかと、平成9年、12年と廃棄物処理法の大幅な改正をい

たしまして、ここの部分のいわゆる優良業者がマーケットの中で育成されるというような舵取りをさせていただいてきたわけでありまして。

さらに、ここ10年少しですか、特に5年ほどダイオキシン問題と取っ組み合いをすることもやってきたわけでありまして、一昨年12月やっと恒久規制が開始され、皆さん方のご尽力も得まして9割削減という目標をほぼ達成ができる見通しがたったところでありまして。更には、容器包装リサイクル法をはじめとしまして、いわゆるEPRという分野も自動車リサイクル法の成立をもって一通りなところもできて、来年から容器包装リサイクル法の制度的な見直しの検討という時期にかかるわけでありまして。

こういう中にありまして、再び大きな舵取りをわが国として循環型社会を目指して廃棄物施策に関しまして、もう一度足元から見直してみることとし、私も今年の2月9日に都道府県や政令市の一般廃棄物担当の課長さん方に集まってもらいまして、私も自分で1時間数十分にわたっていろいろな話をさせていただきました。更に全国都市清掃会議に6ブロックで市町村を集めていただきまして、同じような話を私もさせていただきました。何をやったかといいますと、今日もお話に出ておりました汚泥再生センターのリンの話もそうでありまして、平成19年の1月にし尿の海洋投入処分がいよいよ終わりになると、そういうことを踏まえて浄化槽対策も含めてし尿処理施設の更なる計画的な推進、あるいは認識をしてほしいというようなことを訴えることは当然であります。ごみの話に関しましてはダイオキシン対策はおおむね一巡したわけでありまして、まだ残っている所もあるということ、それからこれから更に重要ないろんな対策がその舵取りが始まりますということ随分市町村の皆さん方に直接語りかけてきたわけでありまして。

新しい舵取りをいよいよもってやろうと、今日も実は私が参りましたこの時間帯も、その経済産業省の建物の別館の所で、現在中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会をやっている最中がございます。

今回もいろんな議論をしておりますが、次回が5月28日であります。このときに市町村における

廃棄物処理事業の在り方を巡ってもう一度再構築をやろう、どういう姿でこの事業に臨むべきかというようなことを根本的に考え直して、これを更に予算措置と結び付けていくということを考えております。この審議会での議論を始めるということ、今年はずっと補助率のかさ上げ、それから補助対象範囲の拡大ということで予算の制度を拡大させてもらいたいと思っているということ、実は4月27日の朝に財務省と総務省のほうに申し伝えに行ったところ、総務省のほうから「由田さん、昨日夜の麻生ペーパーってご覧になっていませんか」という話が出て、私も何のことか分からなかったんですが、帰ってみてインターネットを調べるとすぐに出てきたわけでありまして、既に廃止の提案がされておりました。

この流れの中には、いわゆる二つございまして、地方分権の流れというものと一つが三位一体の今の流れと二つあります。地方分権の流れの中では補助率がごみの場合は根っこが4分の1であります、公害防止計画区域が2分の1になっております。補助対象範囲が随分お金がない時代に狭められまして、実質的に8分の1とかこんなことも言われているわけでありまして、こういうところを何とか直さないのであればもうやめろというような話が地方分権の流れであります。

三位一体はまた別の話であります。特に日本の経済がやや低迷をしているというふうなこともありまして、今日本が頑張る。頑張るのは都市部だということで日本の全体の財政制度は補助金と交付税というのは、実は大都市で集めたものを地方で配るという財政調整制度であります。特に補助金ではこの制度の中では最も手厚いのは沖縄、2番目が離島、3番目が過疎地、町村で市が出てきて、最後に大都市と、こういう順になるわけでありまして、大都市を強くすべきだということになりますと、そういうシステムを変える必要があるわけでありまして、財政の仕組みを三位一体ということで、補助金をカットし、交付税をカットして、いわゆる所得税、法人税になるんですが、こういうものを削減して住民税を増やすという改革のように伺っておりますが、こういうことを進めていくということでありまして。

この三位一体の改革の流れの中で、昨年12月の

いわゆる政府内の決着に随分自治体の方々が不満、つまり削減したのを見て税源移譲を考えるということでもありますから、税源移譲が保証されていないということで評判が悪かったんでありますが、この4月26日の麻生ペーパーはまず税源移譲を先行に決定すべきということをやったペーパーであります。私ども環境省もそのこと自身を反対するものではございません。ただ、それをよく見ていくと、補助金を廃止するのは特に17年度重点的にこれだけは廃止すべき例示に四つ上がっておりますが、その一つがこの廃棄物処理施設整備の補助金、全部を廃止すべきとなっているわけであります。

この廃棄物処理施設、特に迷惑施設であります。通常の市町村で実施しているさまざまな公園、あるいは道路、公民館だとかいうような地元が喜んで何とかうちに持ってきてくれというものはまるで違ひまして、ご案内のように、「ここに造るぞ」と言う「反対」とまずこういうものでありますから、放っておくとなかなか整備がされないというものであります。

このような施設を国の役割をなくして、そのまま市町村の中でやっていって果たしていいのだろうかということもございまして、補助金を削減した場合に、それが果たして自治体の中で一般財源としてこれが元に戻るのかと、後送りされてしまうのではないかと、こういう循環型社会の形成が遅くなるのではないかとということで、現在行動しているわけではありますが、皆さん方の関係の業界の方々もいろいろお話をされて、それなりの活動をされているやに伺っております。

特に日本環境衛生施設工業会の関係会社の皆さん方、それぞれの立場で動いていただいている方もあるやにお聞きしております、大変力強く思っているわけでもあります。このところを何とか乗り越えていわゆる国の役割の必要性そのもの、循環型社会を早期に構築していくべきというふうなことも訴えながら何とか今回を乗り切り、更に9月からの予算要求も何とか今回は補助率の引上げや、補助対象範囲の拡充を実現をしていきたいと思っております。この環境衛生施設工業会の関係者の皆さん方もぜひともさまざまな意味でお力添えを願えればと思っております。

私もいろんな廃棄物の分野でいろんな制度の改正にも携わらせていただきました。さまざまな困難もそれなりに乗り越えて新しい新天地を開かせていただいたつもりでおりますが、ここに至りまして一番根っこの部分が失われるかもしれないという状況になっておりますが、何とかこれを更にばねにしまして、新しい施設整備というふうなものも含めた循環型社会の構築を再度築けるように何とかがんばって参りたいと思っております。

今日は本当にごあいさつということで皆さんのご健勝を祈念してということで、本当は申し述べるべきところでありましたが、ぜひともこのようなところ、環境省としましても何とかここを乗り越えてがんばって参りたいと思っておりますので、ぜひとも皆さん方の立場でもそれなりにがんばっていただけたらと思っておりますので、よろしくお祈りしまして、私のあいさつに代えさせていただきます。ひとつよろしくお祈りいたします。

